

東京都人権プラザ評価委員会による二次評価(案)

項目	評価内容
二次評価	B
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、都の方針を踏まえ133日間を休館することとなったが、開館時には、通常の管理に加え、定期的な換気や館内消毒の実施、受付等へのアクリル板又は透明ビニールシートの設置、感染拡大防止策への協力の周知(マスク着用・検温・手指消毒の実施や東京都版新型コロナ見守りサービスへの登録の呼びかけなど)を行い、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した。</li> <li>・公益財団法人東京都人権啓発センターコンプライアンス委員会設置要綱に基づきコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス推進に係る取組状況(研修の実施状況やコンプライアンス推進基本方針等の規程の整備状況)を報告した。</li> <li>・ベビーシートの不具合発生時には、「使用不可」の表示を施した上で適切に修繕を実施するなど施設内の安全確保に引き続き努めている。</li> </ul> <p>【要改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事案内の送付時に誤ってメールアドレスをCC欄に入力して発信し個人情報が流出した事故の発生を受けて、①情報セキュリティ研修の実施や業務報告会議等の場における定期的な注意喚起の徹底、②メール誤送信防止対策ソフトの導入により、再発防止を徹底している。</li> </ul>
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から6月2日までの間及び12月24日から令和3年3月31日までの合計133日間プラザを休館とした。これにより、展示室及び図書資料室の利用者数の合計は1,939人と、令和元年度と比べて19.5%となった。また、集客を前提とした事業の中止等の影響によりプラザ事業の実施回数は減少した。</li> <li>・このような不可抗力により例年通りの事業運営が困難となる状況下においても、オンラインでの事業実施(図書資料室付帯事業、企画展付帯事業、都民講座、人権啓発指導者養成セミナー、体験・交流型の新たな事業など)にも注力し、これまで人権プラザに足を運ぶことができなかった方でも講座等を視聴することが可能となるなど、コロナ禍でも今後の事業展開の可能性を広げる工夫を行った。</li> <li>・各事業では例年通り参加者の要望に応じて情報保障(手話通訳・点字レジュメの作成・ヒアリンググループ席の確保)を充実している。さらに、事業のオンライン化を進める一方で、講座等によってはオンライン参加だけでなく、会場での参加も可能とするなどデジタルデバインドにも配慮した運営を実施した。このように、より多様な都民のプラザ事業への参加を確保した事業運営は利用者サービスの向上の観点から高く評価できる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、人権相談の受付方法を対面によらない方法に限定して継続した。このような中でも一般相談件数の合計は、1,446件と令和元年度と比べて121.3%に上った。とりわけ、前年比で多くの相談が寄せられた法律相談の件数は、127件と前年度と比較して173%となった。また、5月7日と8日には新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談(法律相談)を実施し、コロナ禍における都民のニーズを踏まえた人権相談事業を展開した。さらに、令和3年4月1日からの新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談の開始に向け、都と調整を行い、新型コロナウイルス感染症により新たに生じた人権問題に対して、相談内容に応じて助言を行うほか、必要な場合は別途適切な調整を行い、相談者の抱える問題等を解消する人権相談事業として対応できる体制を整備した。一方で、人権相談については今後、相談内容から把握される人権問題の傾向を人権啓発センターが分析し、都や人権プラザの施策や啓発事業に活用できるような運用方法を検討し、事業内容を進化させてもらいたい。</li> <li>・プラザのリニューアルを実施し、「参加型・体験型・発明型」の展示形態への転換を図り、高い訴求力を有した展示施設に衣替えした。特に、障害者のノーマライゼーション理解促進に向け、当事者発の課題解決型の発明品を展示した特別展示「この発明はどうして生まれたのかな展」を展開するなど「インクルーシブシティ東京プロジェクト」の推進に貢献する事業運営を実施している。また、リニューアルを受けて、日本語、外国語(英語、中国語、韓国語)のリーフレットを改訂して引き続き多言語対応を充実させたことにより、外国人来館者がよりプラザを利用しやすくするように配慮した施設運営を継続している。アンケート調査によると来館者の満足度も高いことも評価できる。さらにリニューアルに伴い、最寄りの都営地下鉄3駅に掲出している広告看板のデザイン更新に向けて検討を開始し、リニューアル後の人権プラザの認知度向上に向けた取組の端緒を開いており、こうした取り組みが利用者の増加に結び付くことを期待する。</li> </ul>
その他	<p>【特命要件の継続】</p> <p>〈特命要件とした内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都が設立した監理団体であり、都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。</li> <li>・理事会や評議員会の構成員は、幅広い分野から選出されており、様々な人権課題に対応できる。</li> <li>・東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動実績及び人権相談業務実績を有する。</li> <li>・人権プラザの指定管理を続けており、人権プラザの管理運営事業に良好な実績がある。</li> </ul> <p>〈施設の位置付け〉</p> <p>変更なし</p> <p>〈東京都政策連携団体の特性と果たした役割〉</p> <p>団体の特性が十分に発揮されている</p> <p>〈事業の取組状況・達成度〉</p> <p>適切</p> <p>〈特命要件継続の有無〉</p> <p>有</p>